

アクシデント発生時の報告体制について

(平成30年11月6日 行政経営課作成)

1 報告体制の構築について

これまでアクシデント発生時には、各部課等において、すでに施行されている規程等の手順に従いそれぞれに協議・対応を行っていましたが、発生したアクシデントに迅速かつ適切に対処するためには、各課等のリスクマネジメント機能を、有機的かつ横断的に連携させた報告体制を構築する必要があります。このことから、秦野市コンプライアンス推進委員会リスクマネジメント部会において協議を行い、最適な報告体制を構築するものとします。

2 アクシデント発生時の対応（案）

速やかな情報共有及び適切な初動対応を実施するため、コンプライアンス推進委員会事務局（行政経営課）が最初にアクシデント発生時の報告を受けるものとします。

なお、事務局が担う役割としては、アクシデント発生課に対する迅速かつ適切な対処への支援等とするものです。

アクシデント発生時の対応については、次のとおりとするものです。

- (1) 報告者たる課長等（以下「報告者」）は、アクシデントが発生したときには、直ちに各部等の長に報告するとともに、秦野市コンプライアンス推進委員会事務局（以下「事務局」）に口頭で報告する。

報告時点で明らかになっている事項については、別添の報告様式を作成の上提出する。報告書については、第1回目はなるべく早く作成し、新たな事実等が明らかとなった時点で随時2回目以降の報告書を作成する。

なお、緊急で警察等の関係機関に通報が必要な場合は、直ちに対応する。

- (2) 事務局は、報告を受けた内容等に基づき、今後の対応等について支援等を行う。必要に応じて、リスクマネジメント主管課を中心に関係課等と速やかな情報共有を図るとともに、今後の対応についての協議を行う。

なお、すでに施行されている規程等で対応手順が定められているものについては、その規程等に定めるところにより対応する。

- (3) 各課等において、次のような対応を進める。

ア アクシデントの概要や被害状況、発生要因等の情報収集と把握

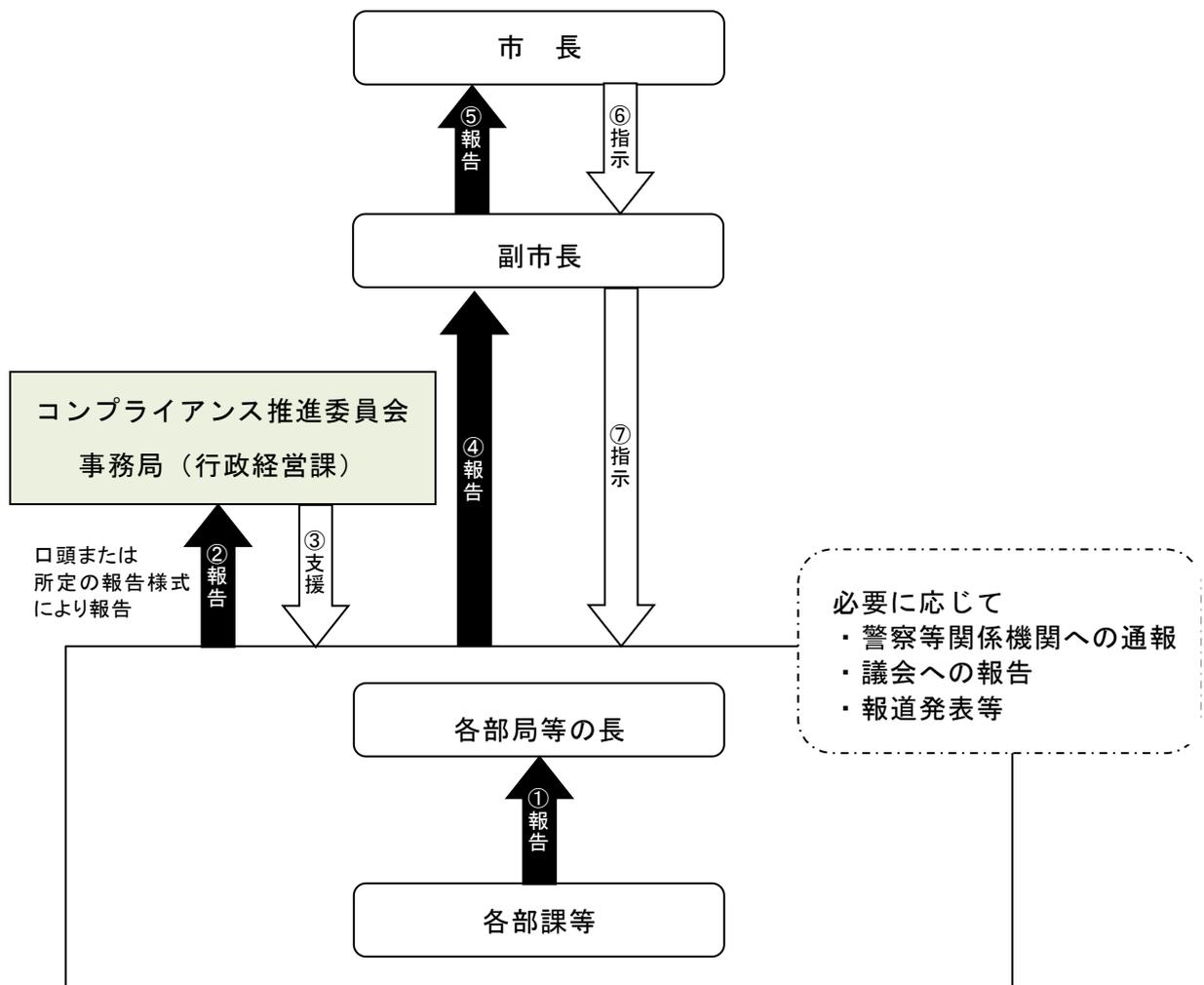
イ 市長・副市長への報告

ウ 必要に応じ、外部機関への連絡（警察への通報、報道発表、議会への報告等）

(4) 秦野市コンプライアンス推進委員会への報告を行い、必要に応じて再発防止策の策定及び庁内への周知徹底を行う。

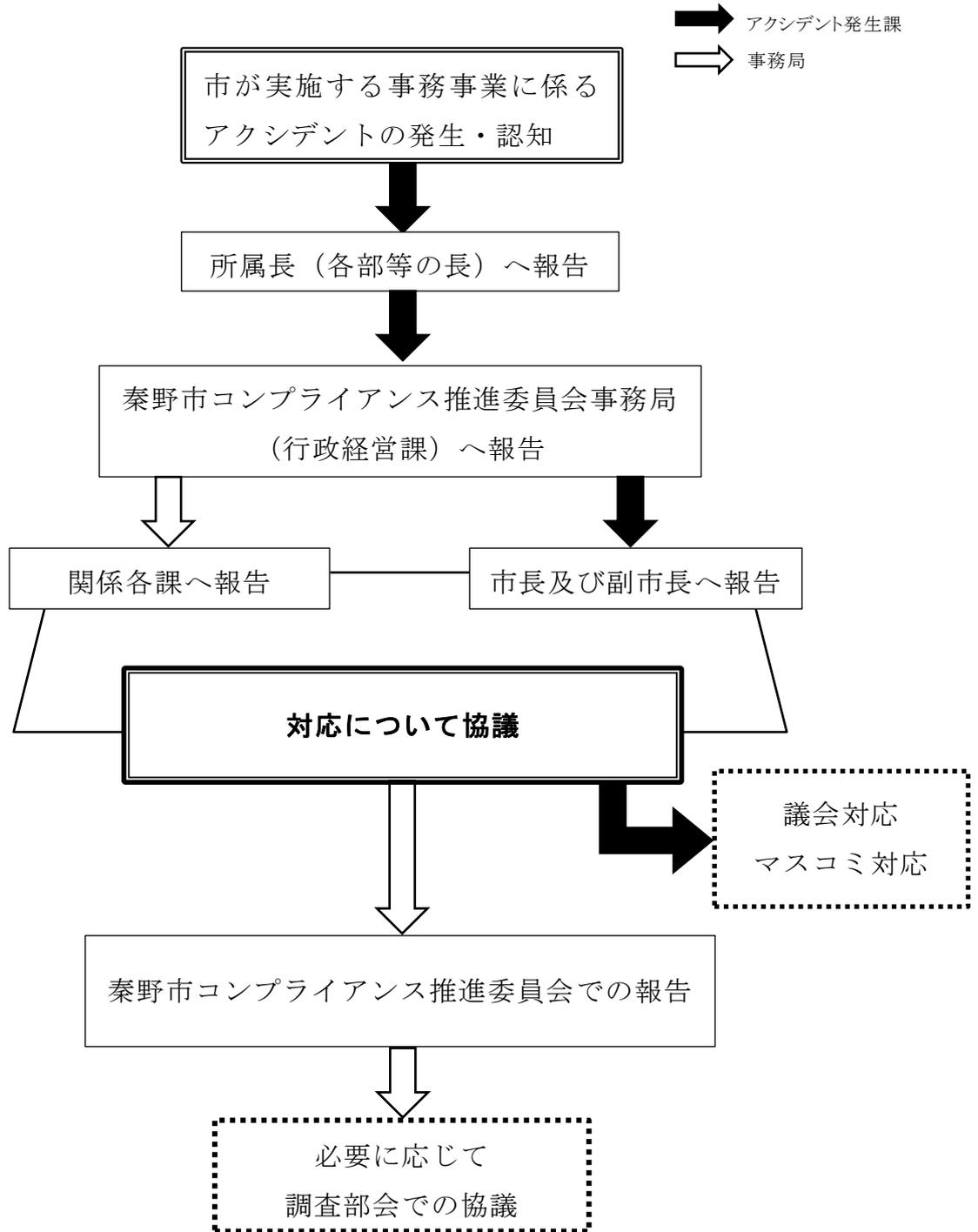
職員の処分については、別途、考査委員会において協議する。

3 報告体制イメージ



※ すでに施行されている規程等（秦野市職員倫理規程、秦野市公益通報の処理手続等に関する規程、秦野市情報セキュリティポリシー等）のとの整合性を図るため、必要に応じて所管課等へ例規改正を依頼する。

4 アクシデント発生時の対応フロー（案）



5 報告様式（案）

別添資料のとおり